

第 49 回二五八祭 出店要項（フードコート・キッチンカー用）

出店要項

■出店資格

- ・（公社）東近江青年会議所が掲げる第 49 回二五八祭開催趣旨に賛同する個人・企業・団体で、出店者が成人であること。
- ・本出店要項に記載の全ての項目を遵守できること。
- ・「出店者説明会」に参加できること。
※9 月 12 日 13 時 30 分より東近江市内において開会予定
- ・本人の確認できる写真付きの身分証を提示できること。
- ・原則、東近江市内又はその周辺に飲食店又は食品加工店を営業していること。

以上の内容を承諾した場合であっても、当事務局で行う書類審査結果により出店をお断りする場合があります。また、応募多数の場合は抽選にて出店者を決定するため、出店資格を有していても出店できない場合があります。

当日は、出店申込者以外の参加、代理出店、下記に記載する出店禁止品目の販売、出店場所での飲酒・喫煙その他迷惑行為等が確認された時点で出店資格取消となり**即時会場より退出**となります。その他、事務局が悪質であると判断した場合も同様とします。

■応募方法

1) HP による受付

第 49 回二五八祭ホームページ (<http://h258.higashiomi-jc.or.jp>) フードコート・キッチンカー募集案内のページにて、募集要項・禁止事項をよくご確認の上、同ページの応募フォームより必須事項を入力し応募してください。

2) LINE による受付

アプリ「LINE」を起動→友達検索（ID「@799pbecm」二五八祭 商の広場）→友達追加
友達追加により募集要項・禁止事項及びメッセージをお送りいたしますので、ご確認の上必要事項を入力し LINE にて送信ください。

※万が一、出店の抽選後において出店の辞退又は取消等により募集枠に空きができた場合は、**「LINE による仮申込をされた方を対象に出店の再抽選」**をさせていただきますので予めご了承ください。

3) **グーグルフォームからの受付**



■応募締切

8 月 25 日まで

■出店できる食品

提供できる食品は 野外に簡易な調理設備を設け調理食品を提供する場合（露店営業の場合）には、十分な洗浄・消毒設備が望めないため、扱える品目は原則、調理・製造工程が簡易で、客への提供直前に加熱処理があるものに限定して下さい。

■禁止行為及び禁止品目 ※ ←がついている項目はキッチンカーは適用外

- ・ さしみ、サンドイッチ、サラダなど、提供直前に加熱を伴わないものの調製 ※
- ・ ローストビーフ、たたき等、十分な加熱処理を行っていない加工品
- ・ 材料の一次加工（仕込み）を行うこと ※
（例：野菜、果物の皮剥き、カットする焼き鳥等具をカットし串に刺す、ドーナツ生地を調合する）
- ・ 市販品飲料水以外の混合や希釈（タピオカドリンク等の現地での製造する飲み物など） ※
- ・ 果物を絞るまたは冷凍して提供する行為（生ジュース、ミックスジュース、冷凍果物のかき氷の調製等） ※
- ・ アルコール類の販売、販売者の飲酒及び出店場所における喫煙
- ・ 祭数日前の急なメニュー変更

■出店者厳守項目

- ・ 店舗の所在身元がはっきりしていること
- ・ 継続的な飲食店または食品加工店を営業していること
- ・ 滋賀県から飲食店を営業する許可を受けていること
- ・ 大津市又は滋賀県以外での自動車による営業許可証の場合は、滋賀県が所管する保健所に自動車による営業について営業許可申請を行い、許可を得ること
- ・ 出店責任者及び当日責任者が成人であること
- ・ 商品価格を店舗で必ず表示すること
- ・ 区画からはみ出して営業しないこと
- ・ 祭時間が終了するまでは撤退しないこと
- ・ 包装類は出来るだけ環境に配慮し簡素化に努めること
- ・ 酒類の販売、出店者の飲酒は絶対にしないこと
- ・ ゴミ箱を店舗に必ず設置し、掃除、後始末すること
- ・ 店舗で発生した排水、残飯は必ず持ち帰ること。設置した廃棄用容器やトイレ等に流さないこと
- ・ 営業設備周辺を清潔に保つこと
- ・ 食品、器具及び容器包装は衛生的に取り扱うこと
- ・ 手洗い設備には石鹼及び適当な消毒液等を備え、常に使用できる状態にしておくこと
- ・ 調理作業に従事する者に、清潔な衣服を着用させること
- ・ 従事者の健康に留意し、感染症や化膿性疾患に罹患した場合には、調理作業に従事させないこと
- ・ 厚生労働省により表示が義務付けられている**特定原材料7品目**は、必ず表示すること
- ・ 提供する食品の**原材料を正確に把握**し、必要に応じて追加の情報提供ができるようにすること
- ・ 東近江保健所から指示がある衛生管理に従順できること
- ・ 東近江消防署職員より指示がある火気の取り扱い管理に従順できること
- ・ 搬入車両は原則1台のみとすること
- ・ 運営に支障をきたすと判断した車両は会場内への進入できません
- ・ 必ず出店許可証をフロントダッシュボードおき、車外から確認が出来るようにしておくこと
- ・ 油污れ等で使用場所を汚損しないよう防止に努めるとともに、万が一汚損がある場合は、誠意をもって対応

すること。

- ・祭終了時間を把握、厳守すること

(※祭終了後でも営業を続けた場合、翌年以降の二五八祭の出店をお断りさせていただきます)

■フードコート概要

開催場所：東近江市役所周辺 市役所 東庁舎側駐車場一角

開催日時：11月3日 9：00～15：00※搬入出時間は別途案内有り

募集枠：36枠

区画：半張り1区画横幅2.8m×奥行き3.6m（複数区画応募はできません）

※フードコート内の移動販売車（キッチンカー）での販売はできません。

出店金：20,000円

必須備品：ブルーシート、養生ボード（油汚れ防止用）、消火器です。

ご用意いただけない場合は出店取消となります。



■キッチンカー概要

開催場所：東近江市役所前道路 交通規制区画道路内（以下地図参照）

開催日時：11月3日 9：00～15：00※搬入出時間は別途案内有り

募集枠：15枠

出店金：10,000円

必須備品：消火器 ご用意いただけない場合は出店取り消しとなります。

その他：・出店者説明会時に営業許可書と車検証のコピーの提出いただきます。



※ご提供いただいた個人情報につきまして適正に管理し、二五八祭フードコートに関する運営を適切かつ円滑に履行するためについてのみ使用いたします。また、取得した個人情報、利用目的の達成に必要な期間、または法令により要求・許容される期間、保管します。